

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による令和七年度狩猟免許試験並びに法第五十一条の規定による令和七年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」といいます。）及び講習を次のとおり実施します。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

1 狩猟免許試験の日時、場所及び対象者

試験日時	試験区分	場 所	対 象 者
令和七年七月六日（日）及び同年八月三十一日（日） 午前九時三十分から午後四時まで	適性試験 知識試験	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センタ	新たに狩猟免許を受けようとする者及び既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」といいます。）であつて奈良県に住所があるもの 狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの

2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

検査及び講習の日時	場 所	対 象 者
令和七年六月十二日（木） 午前九時三十分から午後〇時三十分まで	五條市岡口一丁目三番一号 五條市役所・奈良県五條総合庁舎 一階大会議室	令和四年度に受けた狩猟免許を更新しようとする者 であつて奈良県に

住所があるもの

令和七年六月十二日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	五條市岡口一丁目三番一号 五條市役所・奈良県五條総合庁舎 一階大会議室
令和七年六月二十五日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	吉野郡十津川村大字小原二二五の一 十津川村住民ホール
令和七年七月十六日（水） 午前九時三十分から午後〇時三十分まで	宇陀市榛原下井足八二五 宇陀市農村環境改善センター 「農林会館」小会議室
令和七年七月十六日（水） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	宇陀市榛原下井足八二五 宇陀市農村環境改善センター 「農林会館」小会議室
令和七年八月三日（日） 午前九時三十分から午後〇時三十分まで	A・B 天理市杣之内町四三七の三 なら歴史芸術文化村 芸術文化体験棟セミナールーム
令和七年八月三日（日） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	A・B 天理市杣之内町四三七の三 なら歴史芸術文化村 芸術文化体験棟セミナールーム

令和七年八月二十日（水） 午前九時三十分から午後 〇時三十分まで	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟
令和七年八月二十日（水） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟

二 試験、適性検査及び講習の内容

1 試験

狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。

- (一) 適性試験
- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力
- (二) 技能試験

次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行います。

狩猟免許 の種類	課 題
網猟免許	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」といいます。）第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。

	わな猟免許	三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 省令第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	一 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	
第二種銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	

(三) 知識試験

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

(2) 猟具に関する知識

(3) 鳥獣に関する知識

(4) 鳥獣の保護管理に関する知識

2 適性検査

(一) 視力

(二) 聴力

(三) 運動能力

3 講習

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

(二) 猟具

(三) 鳥獣

(四) 鳥獣の保護管理

三 試験、適性検査及び講習の申請手続

1 申請

狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（一般社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。

(一) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（申請者が当該許可を現に受けている場合に限ります。）

(二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限りです。） 一通

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

(四) 住民票抄本 一通

2 申請期限

受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十四日前までとします。ただし、十四日前の日が、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」といいます。）である場合

は、当該十四日前の日の直後の休日以外の日までとします。

3 申請書の提出先

奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内

一般社団法人奈良県猟友会

4 手数料

- | | |
|--------------------------|--------|
| (一) 法第四十九条第一号に規定する者に係るもの | 三、九〇〇円 |
| (二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの | 二、九〇〇円 |
| (三) その他に係るもの | 五、二〇〇円 |

四 その他

- 1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。

- 2 試験、適性検査及び講習に関する問合せ先は、次のとおりとします。

奈良県食農部農業水産振興課鳥獣対策係	(〇七四二―二七―七四八〇)
--------------------	----------------

一般社団法人奈良県猟友会	(〇七四二―二六―八一二五)
--------------	----------------